令和８年１１月６日

笹川　博義　環境大臣　様

埼玉県知事　大野　元裕

太陽光発電施設に関する情報の提供等に係る要望

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県が抱える課題に関する下記の要望事項について、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

１　太陽光発電施設に関する情報の提供について

(1)　現状・課題等

地球温暖化対策推進法等に基づき、自治体は、再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活かした施策を進めることとされている。今後、活用施策を検討する上では、ＦＩＴ調達期間終了後の太陽光発電の動向を把握することが不可欠である。発電事業者は、調達期間終了後の事業計画や設備の廃棄等について、再生可能エネルギー特別措置法に基づき国に報告しているが、その情報は自治体には共有されていない。

また、自家消費やコーポレートＰＰＡなど、ＦＩＴ・ＦＩＰ制度によらない、いわゆる非ＦＩＴの太陽光発電設備の導入が増加しているが、電気事業法に基づき国が把握している非ＦＩＴ発電設備の基礎情報（設置場所、設置者の名称、発電容量等）についても自治体には共有されていない。

さらに、ＦＩＴ制度を契機として太陽光発電事業への多様な事業者の参入が進んだ結果、安全面・防災面のほか、景観や生物多様性を含めた環境への影響、将来の設備廃棄、放置等に対する地域の懸念が高まっている。太陽光発電設備を地域との共生を図りながら最大限導入する上で、自治体は地域の安全に係る情報を把握する必要があるが、事業者の経営状況

や国が実施した現地調査の結果等のリスク情報は共有されていない。

(2)　要望項目

２０５０年カーボンニュートラルの実現に向けた施策検討に当たり必要不可欠である地域における再生可能エネルギー導入量を正確に把握可能とするため、ＦＩＴ・ＦＩＰ終了後の事業計画や設備の廃棄等に関する情報及び非ＦＩＴ設備の情報を関係自治体と共有すること。

地域の安心・安全の確保のため、再エネ特措法に基づく発電事業者からの定期報告等により得られた太陽光発電施設に関するリスク情報を関係自治体と共有すること。

２　復興再生土の利用における住民理解醸成の促進について

(1)　現状・課題等

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う除染作業により福島県内で発生した除去土壌は法律で２０４５年３月までに福島県外で最終処分することとなっている。

国は、２０２５年に除去土壌の再生利用、最終処分に向けた制度改正、ガイドラインの整備を行うとともに、当面５年程度のロードマップを策定し、中央官庁や地方支分部局の庁舎等における率先した事例の創出により、国民の理解醸成を図っている。

ロードマップでは、復興再生利用に対する理解醸成の状況を踏まえつつ、各府省庁が連携して、公共事業や公共施設における造成、盛土、埋立等への利用等、実用途における先行事例を創出していくとされている。

令和８年８月、地方支分部局の庁舎における初めての事例として、宮城県、埼玉県の合同庁舎の花壇において、復興再生土の利用が行われた。

さいたま新都心における復興再生土の利用については、法律の基準、ガイドライン等に従い適切に施工され、その後のモニタリングにおいても、利用場所における空間線量率は人体への影響を無視できるレベルであることが確認されているものと認識している。

一方で、今回の利用に当たっては、今後長期にわたる管理や災害等による流出対策など安全性に関する不安や、施工に至るまでの住民とのコミュニケーションプロセスに関し、様々な意見を頂いているところである。

今後、復興再生土の利用を加速させていくためにも、福島県外での利用に関する国民の理解醸成はもとより、利用場所における住民の理解醸成は不可欠である。

(2)　要望項目

復興再生土の利用の必要性、安全性及び管理方法について、科学的根拠に基づく分かりやすい情報発信を全国的に展開するとともに、住民の理解醸成については、十分な事前説明を含め、国が責任をもって丁寧に対応すること。

住民理解を深めるため、経済界やマスコミなどオピニオンリーダーを通じて、科学的根拠に基づく分かりやすい情報発信を一層強化すること。説明や情報発信の際は、モニタリング結果を身の回りの放射線と比較するなど、住民に伝わりやすい工夫を行うこと。

また、風評被害の発生防止に万全を期し、万一影響が生じた場合には、国の責任において必要な対策及び支援措置を講じること。

3　クビアカツヤカミキリ防除事業への支援について

(1)　現状・課題等

クビアカツヤカミキリ被害の拡大は速く、令和８年度には現在までに新たに６県でクビアカツヤカミキリが初確認され、被害が拡大してきている。国において抜本的かつ効果的な防除方法の研究・開発が急がれるところ、環境省による研究開発事業については令和１０年度まで時間を要することとされており、一層スピードを上げて進めることが必要である。

また、強い繁殖力や広範囲への飛散というクビアカツヤカミキリの特徴を踏まえると、県域を越えた防除を実施することが重要である。国は、２０３０年度を目途に被害地域の縮小への道筋をつけるとして、第２回クビアカツヤカミキリ対策本部（令和８年９月１１日）において「クビアカツヤカミキリ防除戦略」を決定した。防除に向け、具体的に動き出したことについては評価するが、防除戦略には、国と関係都府県との具体的な連携体制については言及がなく、また、対策本部における防除の進捗状況の点検も年１回程度に留まると考えられることから、国主導での一層の広域防除実施体制の構築が必要である。

さらに、被害発生地域の各都府県では、防除にかかる経費を補助するなど独自の支援策を講じているが、都府県単位の防除では、十分といえない。環境省令和９年度概算要求額は、本県はじめ被害発生地域の各都府県における対策予算の計上額を踏まえると不十分であり、農業や観光資源、天然記念物を含む地域の景観や、公園、街路樹、学校を含めた行政施設など、複数の行政分野について一元的に、クビアカツヤカミキリ対策に対象を絞った十分かつ継続的な予算を確保し、被害発生地域での対策に集中的かつ広域的に投下していく必要がある。

(2)　要望項目

クビアカツヤカミキリによる被害拡大の抑制には、被害木への農薬散布や注入、伐採といった従来の防除方法は対症療法的であり、国において、普及性が高くより効果的な防除方法の研究・開発を更に加速し、その成果については試行的にでも速やかに普及させること。特に経済的被害の大きい果樹については、できるだけ早い防除方法の確立に向け、研究・開発を強く進めること。

クビアカツヤカミキリは、繁殖力が強い上、広範囲に飛散し、観光業や農産物に甚大な被害を及ぼすおそれがあるなど、都府県単位での対策には限界があることから、防除戦略の目標である２０３０年度を目途に被害地域の縮小へ道筋をつけるために、被害発生地域においては、国においても必要な調査及び防除を実施すること。

また、ＧＩＳデータの活用等による被害発生箇所や防除履歴の一覧化など、県域を越えた被害情報共有データベースの構築を行うとともに、国から都府県及び市町村への速やかな調査・防除状況の共有を含め、国が主導的に早期発見・早期防除に向けた対策を講じ、県域を越えた広域防除実施体制を速やかに構築すること。

防除を実施する地方公共団体や農業者等への財政支援策を拡充するとともに、計画的・継続的な防除を実施できるよう、現在の３年間を限度とする補助制度について見直しを行い、期限を区切ることなく、クビアカツヤカミキリ被害が終息するまで支援を継続すること。特に、クビアカツヤカミキリ対策に特化した予算を十分確保し、早期発見・早期防除に対し集中的かつ広域的な対策を進めること。また、私有地においても確実な防除

が行われるよう、地方公共団体による立入調査・防除や所有者不明地等への対応に必要な制度整備及び財政支援を確実に行うこと。

クビアカツヤカミキリ被害は、農業や観光資源、天然記念物を含む地域の景観や、公園、街路樹、学校を含めた行政施設など、複数の行政分野に及ぶことから、クビアカツヤカミキリ対策本部等により、今回決定した防除戦略についても適宜見直しながら、防除に対する財政支援制度の統合や予算の一元化を含め、関係省庁の垣根を越えて、オールジャパンで着実に取り組むこと。